

1 保育園・認定こども園等を選ぶときは

就学前のお子さんが入園可能な認可施設として、保育園や認定こども園などがありますが、保育園は、保護者が仕事や病気、介護、出産等の理由で保育を必要とする場合に保護者に代わってお子さんを保育する児童福祉施設です。そのため、入園には一定の条件があり、単に「友達をつくらせたい」とか「社会生活を身につけさせたい」などの理由で入園することはできません。

一方、幼稚園は学校の種類であり、対象年齢に達していれば、他に条件なく入園できます。

この保育園と幼稚園の両方の役割を果たす施設として「認定こども園」があります。認定こども園は、保護者が働いている、いないに関わらず入園することができ（満3歳児以上のみ）、保育と教育を一体的に行う施設です。

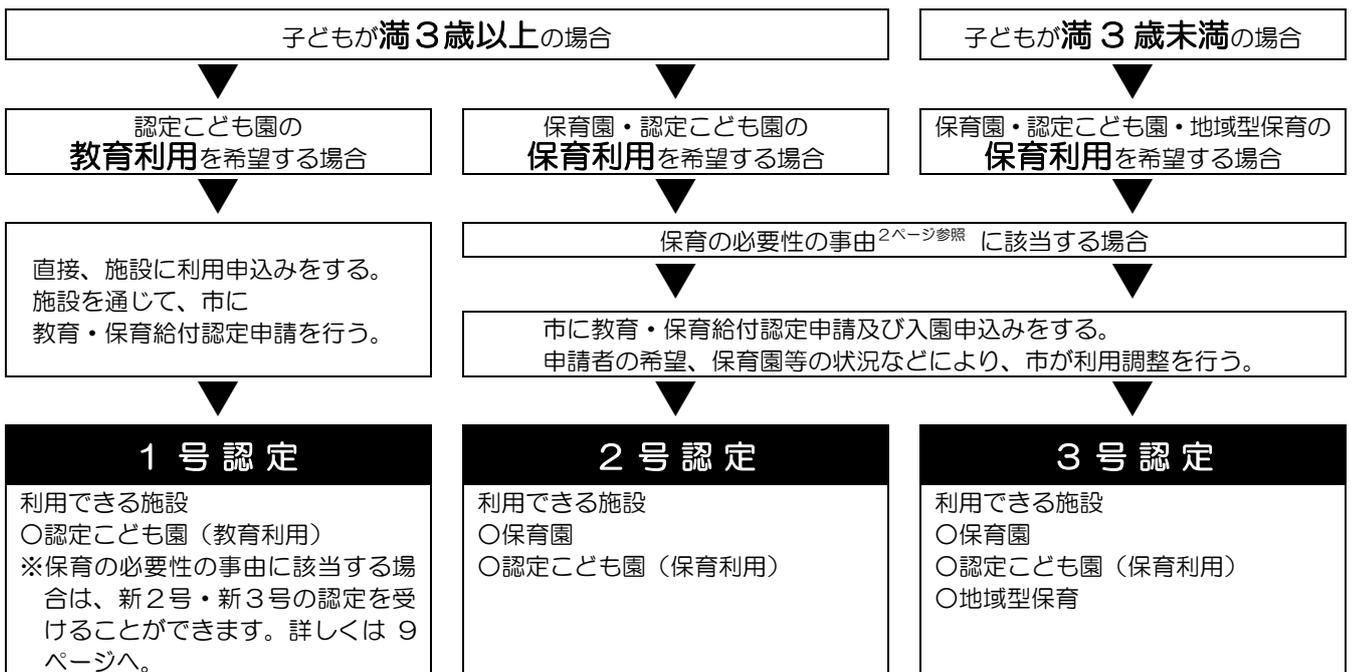
このほか、低年齢児を対象とした市町村認可事業の「地域型保育」があり、低年齢児の保育の場が増えてきています。

※「保育園」は通称であり、法律上は「保育所」と定義されています。

1-1 利用手続きの流れと教育・保育給付認定

施設の利用を希望する場合、次の3つの認定区分による「保育の必要性」の認定（教育・保育給付認定）を受ける必要があります。この「教育・保育給付認定申請」は、入園の申込みに併せて手続きします。

申請により、お子さんの年齢や保育の必要性に応じた認定証が交付され、認定区分に基づく利用時間等により、施設を利用することになります。



※施設については、14～21ページで紹介しています。

2 保育利用（2号認定・3号認定）を希望される方へ

2-1 入園の申込みができる児童

次の(1)と(2)を満たす場合は、保育の必要性の事由に該当します。保育園や認定こども園、地域型保育の保育利用を希望する場合は、市に教育・保育給付認定申請（施設等入園申込）を行ってください。

(1) 保護者・児童が鶴岡市に居住し、住民登録をしていること。

ただし、鶴岡市へ転入を予定している方・出生予定の方も申請することができます。

※申込時に不明な箇所（名前、住所等）は空欄で提出し、出生届や転入届の際に市担当課で提出書類に加筆してください。

※転入予定の場合、入園日は転入日以降になります。また、入園の決定は、転入届・出生届をされた後になります。

※入園日に鶴岡市に住民登録がない場合、原則としてお住いの自治体に必要書類を提出し、自治体を通じて鶴岡市に申請していただきます。

(2) 保護者(両親)が、次のいずれかの理由で家庭での保育が困難であること。

- ①就労 …………… フルタイム就労のほか、パートタイム、夜間就労など一定時間以上の就労
- ②妊娠・出産 …… 母が妊娠中または出産後間がない（産前産後各8週）。
- ③疾病等 …………… 病気・けが・心身障害がある。
- ④介護 …………… 同居の親族等をいつも介護・看護している。
- ⑤災害等 …………… 震災、風水害、火災等の復旧にあたっている。
- ⑥求職 …………… 継続的に求職活動を行っている。
- ⑦就学等 …………… 学校、専修学校等の教育施設に在学している。または、公共職業能力開発施設において、職業訓練を受けている。
- ⑧虐待・暴力等 …… 児童虐待の恐れがある又は配偶者からの暴力により保育を行うことが困難であると認められる。
- ⑨育児休業中 …… 在園中の児童で、母が下の子の出産に伴い、育児休暇を取得する間も、
の継続在園 …… 引き続き保育園等を利用することが必要であると認められる場合
- ⑩その他 …………… ①～⑨に類する状態にあると市長が認める場合

2-2 申込み手続き

(1) 一斉受付期間……令和6年10月1日(火)～令和6年10月31日(木)必着

上記期間を過ぎても随時受け付けますが、期間内にお申込みの方から調整するため、入園のご希望に添えない場合があります。できるだけ上記期間内にお申込みください。

(2) 申込み場所……第1希望の園、子育て推進課 または 各地域庁舎市民福祉課

第1希望の園に提出する場合は、申込みに必要な書類を全て準備の上、氏名を明記した封筒などに封入して、糊付けの上、施設の担当者へ渡してください。

※転入予定の方は、子育て推進課、または各地域庁舎市民福祉課へお申込みください。

2-3 申込みに必要な書類

書類① 教育・保育給付認定申請書(施設等入園申込書)兼児童台帳兼施設等利用給付認定申請書

- ・ お子さん一人につき1部提出が必要です。
- ・ 「利用(保育等実施)を希望する期間」欄は、原則各月1日からとなります。
- ・ 出生予定のお子さんの場合は、母子健康手帳(母の氏名と出産予定日のわかるページ:1ページと4ページ)の写しの添付が必要です。
- ・ 定員の都合上、第1希望の園に入園できない場合もあります(4ページ入園の決定を参照)。
希望園は第5希望まで、「その他希望」の欄には第6希望以降や希望理由等を記載できます。
(22ページ記入例参照)。

※個人番号(マイナンバー)の記載が必要です。申請書2ページに同居家族全員の個人番号を記載してください。また、子育て推進課に提出する場合は、申請書を提出する方の本人確認も行いますので、a~cのいずれかをお持ちください。

- 個人番号カード
- 写真付証明書類(1点):運転免許証、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード等
- 写真のない証明書類(2点):公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書等

書類② 家庭での保育が困難であることを証明する書類

父母の分について、次の証明等が必要です。お子さん一人につきそれぞれ必要になりますが、一番上のお子さんの申込みに原本を提出した場合は、下のお子さんの分は写しで提出することも可能です。

区分	父母の状況	提出書類 *父母の分をそれぞれ提出	備考
就労等で家庭保育が困難な方	会社等勤務	就労証明書(巻末に様式有)	会社の証明が必要
	自営業・農業等	就労証明書(巻末に様式有)	確定申告書の写し(開業間もない場合は開業届又は営業許可証の写し)添付
	職業訓練校等に通学	在学証明書	
	継続して求職活動をしている	求職活動状況申出書(巻末に様式有)	入園可能期間は最大3か月
病気等で家庭保育が困難な方	妊娠中または出産後間がない(産前産後8週)	母子手帳の写し(母の氏名と出産予定日のわかるページ:1ページと4ページ)	入園可能期間は産前・産後の各8週間
	障害がある	障害者であることを証明する書類(書類⑤参照)	
	病気療養中	医師の診断書(病名、加療期間、家庭保育が困難である旨の明記があるもの)	家庭保育が困難である内容が確認できる診断書
	家族の介護をしている	介護が必要な方の障害者手帳、介護保険被保険者証(要介護度のわかるページ)、診断書等の写し	

書類③ 保育料納付誓約書(巻末に様式有)

保育料の納付について誓約いただく書類で、お子さん一人につき1枚必要です。保証人は、配偶者以外かつ未成年者以外の方とし、保護者欄・保証人欄は各々で自署します。

※保育料が無償化となる3歳児以上(令和4年4月1日以前に生まれた方)のご家庭は、提出不要です。

書類④ 市税等口座振替依頼書兼自動払込利用申込書 ※【押印必要】金融機関へのお届印

保育料は原則、口座振替での納付をお願いしています。すでに兄弟が在園により手続きしている場合でも、新たに下のお子さんが入園申込みする場合は提出が必要です。

※保育料が無償化となる3歳児以上(令和4年4月1日以前に生まれた方)のご家庭は、提出不要です。

書類⑤ 障害者であることを証明する書類(該当する場合のみ)

同居家族または入園希望のお子さん本人が、身体障害者手帳、療育手帳、特別児童扶養手当受給証明書、精神障害者保健福祉手帳、障害基礎年金証書のいずれかを交付されている場合は、その写しの添付が必要です(保育料等算定の資料になります)。

書類⑥ 離婚協議中であることを証明する書類(該当する場合のみ)

お子さんの父母が離婚協議中で別居している場合は、離婚調停や協議時の通知等の写しを添付することにより、お子さんと同居している保護者の方の市民税額のみで保育料を算定します。

2-4 入園の決定

入園の決定は、保育園所在地域の市担当課で行います。原則として「保育の必要性」が高い順に優先して決定しますが、次の場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

- ①入園の基準に該当しないために入園が認められない場合
- ②希望者が多数いるために希望する園に入園できない場合
- ③入園希望理由によっては、入園期間の希望に添えない場合 等

※認定こども園の2号・3号認定を第1希望とする方の場合も、保育の必要性が高い順に、市で利用調整を行います。

〈決定までの流れ〉

(1) 一斉受付期間内(10月1日～10月31日)に申込みをした方

①受入れ可能人数を超える申込み等があった場合、入所調整を行います。

※申込書に不備がないよう正確に記載してください。聞き取り等必要な場合、12月中に連絡いたします。

②令和7年1月下旬に、4月入園の決定者には「保育所入所承諾書」等を、5月以降の入園予定者には「保育所入所内定書」等を送付します(内定の方には、入園日前に改めて「保育所入所承諾書」を送付します)。また、それぞれ入園前に、各園から入園に向けての説明があります。

※入所承諾書・内定書等を受領後に入園日の変更を希望する場合は、速やかに「教育・保育給付認定変更申請書」(巻末に様式有)を利用施設に提出ください。入園を辞退される場合も手続きが必要になりますので、速やかにご連絡ください。

(2) 一斉受付期間外(11月1日以降)に申込みをした方

入園できる場合のみ、令和7年2月以降に随時入園決定し、通知します。

※受付期間外の申込みには、入園のご希望に添えない場合があります。できるだけ一斉受付期間内にお申込みください。

2-5 教育・保育給付認定における保育必要量の取扱い

保育所等を利用するにあたり、給付の内容は、保護者の就労時間等に基づき「保育標準時間」と「保育短時間」に分かれます。

(1) 保育必要量の判定

父母のいずれかの就労等に要する時間が月120時間未満の場合や求職活動中は、「保育短時間」になります。

※就労時間が月120時間未満の場合で、各保育所等が設定した保育短時間の利用時間帯を超えて利用しなければならず、保育標準時間への変更を必要とするときは、教育・保育給付認定申請書2ページの「保育の必要性」の欄で申し出てください。審査を行い、保育必要量を判定します。

(2) 就労状況の変更に伴う保育必要量の変更時期

原則、認定変更は、就労証明書等の保育の必要性に関する書類を提出いただいた翌月からになります。ただし、月途中から就労を開始する場合で、就労を開始する月の初日までに予め就労証明書等を提出した場合は、当月からの認定変更になります。

※勤務先や勤務時間等に変更があった場合は、速やかに就労証明書の提出をお願いします。市で保育必要量を判定しますので、教育・保育給付認定変更申請の手続きは原則不要です。ただし、就労時間が月120時間未満で、保育標準時間への変更を必要とする場合は、「教育・保育給付認定変更申請」(巻末に様式有)の手続きが必要です。

※就労証明書等が未提出であったり、家庭での保育が困難である状況が確認できない場合は、保育実施解除とさせていただきます。

く場合もありますので、未提出の方は速やかに対応くださるようお願いいたします。

（３）就労以外の理由での保育必要量の変更について

病気療養中や家族の介護をしているなど、保育できない理由に変更が生じ、認定変更を必要とする場合は「教育・保育給付認定変更申請」（巻末に様式有）を行ってください。

＜保育必要量の変更時期等の例＞

例１ 求職中の方が５月１日に就労を開始し、父母の就労時間がいずれも月１２０時間を超える場合

○５月１日以前に就労証明書を提出した場合

→５月１日から保育標準時間での教育・保育給付認定となります。

○５月２日～６月１日に就労証明書を提出した場合

→６月１日から保育標準時間での教育・保育給付認定となります。５月に保育短時間の利用時間帯を超えて利用するときは、原則、延長保育料が発生します。

例２ 求職中の方が５月中に就労を開始し、父母の就労時間がいずれも月１２０時間を超える場合 ^{注)}

○５月１日以前に就労証明書等を提出した場合

→５月１日から保育標準時間での教育・保育給付認定となります。

○５月２日～６月１日に就労証明書等を提出した場合

→６月１日から保育標準時間での教育・保育給付認定となります。５月に保育短時間の利用時間帯を超えて利用するときは、原則、延長保育料が発生します。

注) ４月中に就労開始の場合のみ、４月１０日まで就労証明書等を提出したときは、４月１日から保育標準時間での教育・保育給付認定とします。

例３ 求職中の方が５月１０日に就労を開始し、父母のうち、いずれかの就労時間が月１２０時間未満の場合

○就労証明書を提出した場合 →保育短時間での教育・保育給付認定となります。

※保育短時間の利用では間に合わず、保育標準時間での利用を希望する場合は、教育・保育給付認定変更申請（巻末に様式有）を行ってください。

※就労証明書の発行に時間を要する場合は、教育・保育給付認定変更申請書（巻末に様式有）を先に提出いただいても結構です。

２－６ 入園してから

● ならし保育

お子さんが集団保育に徐々に慣れるために、入園から数日間は短い時間で保育する「ならし保育」を実施しています。利用を希望する日は、慣らし保育も含んだ日となりますので、産後の復職のために入園を検討する場合は、ならし保育の期間を考慮して入所希望日を記入してください。

〈例〉入園後すぐは、１日１～２時間程度の保育から始まり、徐々に午前中のみ、給食までといったように時間をのばしていきます。各園で実施期間は異なりますので、入園希望の園にご確認ください。

● 保育時間

保育時間は、各園で異なります（１４～１６ページ参照）。また、延長保育時間には別途料金がかかる場合があります。詳しくは各園にご確認ください。

● 土曜日の保育

土曜日の保育時間は、平日より短い場合があります（１４～１６ページ参照）。保育園は、仕事等により家庭で保育ができない場合に、保護者等に代わって保育を行う場です。土曜日に限らず、仕事が

お休みの日は、親子のふれあいの時間として家庭保育に努めてくださるようお願いいたします。

● 給食

食物アレルギーの対応等については、各園にご相談ください。

● 感染症について

感染症によっては登園を見合わせていただきます。詳しくは各園にご確認ください。

2-7 その他の注意事項

● 名字・住所・家族構成等の変更があった場合

速やかに各園、または園所在地域の市担当課へ「入所児童世帯等変更届」(巻末に様式有)を提出ください。

保護者の勤務先が変わった場合や保育を必要とする理由が変わった場合は、該当する各証明書の提出が必要です。

● 私用でお休みする場合（里帰り出産で数か月登園しない場合等）

私用でお休みする場合も、月額保育料は発生します。休園制度はありませんので、通常どおり保育料を納付していただくか、一旦退園手続きをしていただくこととなります（退園された場合は、ご希望の園に再入園できない場合がありますのでご了承ください）。

● 保育中に事故があった場合

保育中に事故があった場合は、看護師または保育士が必要に応じて応急処置を行ったり、保護者に連絡を取ったりした上で、医療機関等を受診するなどの対応を行います。また、保育中や登降園中の事故に備えて、日本スポーツ振興センター等の保険に加入しています。保護者負担が必要な場合がありますので、詳しくは各園にご確認ください。

● 退園手続き

退園予定がある場合は、速やかに各園に連絡し、園の指示を受けて必要な手続きをお取りください。さかのぼっての退園手続きはできませんので、ご注意ください。

保育料の無償化について

保育利用(2・3号認定)の方の保育料の無償化について

- 3歳児クラスから5歳児クラス(小学校就学前)の子どもの保育料は無償となります。
- 0歳児クラスから2歳児クラスの子どもの保育料は、市民税非課税世帯が無償となります。ただし、山形県保育料無償化に向けた保育料軽減交付金事業により、令和3年9月1日から当面、B3～D3階層の保育料が無償(0円)となります。(11ページ参照)
- 無償化のための手続きは必要ありません。
- 保育料とは別に、各園において徴収している費用(通園送迎費、行事費等)や延長保育料などは、無償化の対象外となるため、保護者負担となります。
- 保育料は無償となりますが、食事の費用(主食費、副食費)は保護者負担となり、各園で定めた費用を園に納めていただきます。
- 副食費は世帯の階層区分によって免除となる場合があります(11ページ参照)。

注意 0歳から2歳児クラスの主食費と副食費は、保育料に含まれます。

市民税非課税世帯は保育料全額が無償となります。

3 教育利用（1号認定）を希望される方へ

3-1 申込みの流れと入園の決定

◇認定こども園への手続き等 ◆市への手続き等

時期	流れ
令和6年 10月1日～	◇認定こども園へ直接、利用希望の申込みをします。 ◇認定こども園から入園の内定を受けます（定員超過等の場合は選考あり）。 ◆認定こども園を通じて、市へ教育・保育給付認定申請を行います。
令和7年 1月下旬	◆市から教育・保育給付認定証が交付されます。 ◇認定こども園から入園に関する案内が通知されます。

注）一般的な流れを示しています。認定こども園への手続きについて、詳しくは各園にご確認ください。

3-2 教育・保育給付認定申請に必要な書類

書類① 教育・保育給付認定申請書(施設等入園申込書)兼児童台帳兼施設等利用給付認定申請書
お子さん一人につき1部提出が必要です。

※個人番号（マイナンバー）の記載が必要です。申請書2ページに同居家族全員の個人番号を記載してください。また、子育て推進課に提出する場合は、申請書を提出する方の本人確認も行いますので、a～cのいずれかをお持ちください。

- 個人番号カード
- 写真付証明書類（1点）：運転免許証、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード 等
- 写真のない証明書類（2点）：公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 等

書類② 障害者であることを証明する書類（該当する場合のみ）

同居家族または入園希望のお子さん本人が身体障害者手帳、療育手帳、特別児童扶養手当受給証明書、精神障害者保健福祉手帳、障害基礎年金証書のいずれかを交付されている場合は、その写しの添付が必要です（保育料等算定の資料になります）。

書類③ 離婚協議中であることを証明する書類（該当する場合のみ）

お子さんの父母が離婚協議中で別居している場合は、離婚調停や協議時の通知等の写しを添付することにより、お子さんと同居している保護者の方の市民税所得割額のみで保育料を算定します。

3-3 その他

○名字・住所・家族構成等に変更があった場合や、退園予定がある場合などは手続きが必要になりますので、各園にお問い合わせください（6ページ参照）。

○1号認定の施設利用時間は1日4～5時間程度であり、夏休みや年度末休業などがあります。利用期間や長期休業等の期間については、各園にご確認ください。

幼児教育の無償化について

教育利用(1号認定)の方の保育料の無償化について

- 満3歳から5歳児(小学校就学前)の子どもの保育料は無償となります(満3歳を迎えると1号認定になれるため、満3歳から無償化の対象となります)。
- 保育料とは別に、各園において徴収している費用(給食費や通園送迎費、行事費等)は無償化の対象外となるため、保護者負担になります。
- 副食費は、世帯の階層区分によって免除となる場合があります(10ページ参照)。

預かり保育の利用料無償化について

- 保育の必要性の認定を受けた場合、3歳児から5歳児(小学校就学前)の子どもの預かり保育の利用料が、月額11,300円まで無償となります(1日450円×利用日数が月額上限)。

注意 満3歳を迎えた日から最初の3月31日までの子どもの預かり保育の利用料は、市民税非課税世帯のみが無償化の対象となります。

預かり保育の利用料が無償となるには、手続きが必要です

- 預かり保育を利用する場合で、無償化の対象となるためには、市から「保育の必要性」の認定である新2号認定(施設等利用給付の2号認定)または新3号認定(施設等利用給付の3号認定)を受ける必要があります。申請手続きは、次のとおりです。

提出資料

・家庭での保育が困難であることを証明する書類(就労証明書など、父母それぞれの分が必要。就労証明書は巻末様式にて作成ください)。

提出方法

教育・保育給付認定申請書(施設等入園申込書)兼児童台帳兼施設等利用給付認定申請書(8ページ 書類①)を提出する際に、上記提出資料を合わせて提出してください。申請書中「保育の希望の有無」欄にある「 (施設等利用給付申請)」にチェックを入れてください。

- 認定こども園に入園希望で、保育の必要性が無い場合や、預かり保育を利用せず、通常の教育時間のみの利用者等は、手続きは必要ありません。

4 保育料・副食費について

4-1 世帯の階層区分と保育料

1号認定の利用の方は次の①②⑤、2号認定・3号認定の方は①～⑤をご確認ください。

① 父母の令和6年度の市民税所得割額を合算します。

・ 会社等に勤務している父母

職場から交付される令和6年度（令和5年分）の「市町村民税特別徴収税額通知書」をご確認ください。

・ 自営業・農業・事業等をしている父母

令和6年度の市民税税額決定通知書の内訳書をご確認ください。

※市民税所得割額は、調整控除以外の税額控除（住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額控除）の適用前の額となります。

②父母の合算した市民税の課税・非課税により保育料表の階層区分を確認します。

③お子さんの生年月日から右表の「クラス年齢」を確認します。

クラス年齢は、年度当初（4月1日）の年齢で決定し、年度途中で誕生日を迎えても変わりません。

《令和7年度クラス年齢》

児童の生年月日	クラス年齢	小学校入学
H31.4.2~R2.4.1	5歳児	R 8.4
R2.4.2~R3.4.1	4歳児	R 9.4
R3.4.2~R4.4.1	3歳児	R 10.4
R4.4.2~R5.4.1	2歳児	R 11.4
R5.4.2~R6.4.1	1歳児	R 12.4
R6.4.2~R7.4.1	0歳児	R 13.4
R7.4.2~	0歳児	R 14.4

④保育料表で上記②と③の交わる階層区分が、毎月の保育料になります。

保育料月額、4月当初から入園の場合は4月中旬に通知します。年度途中入園の場合は、入所月前月の支給認定証送付時に通知します。

⑤市民税が未申告等で税情報がない方は、保育料の算定が正しく出来ないため、申告されるまでの間、最高階層の世帯とみなし、保育料を算定する場合があります。

4-2 保育料表と副食費の免除表

● 鶴岡市保育料表 保育料表は、今後国基準の改正等により変更する場合があります。

1号認定の場合

世帯の階層区分			保育料月額	副食費の徴収
生活保護世帯等			0円	免除
市町村民税非課税の母子・父子・障害者世帯			0円	免除
市町村民税非課税世帯			0円	免除
市町村民税所得割額	1円以上～ 77,101円未満	母子・父子・障害者世帯	0円	免除
		母子・父子・障害者世帯以外	0円	免除
	77,101円以上～211,201円未満		0円	●徴収
	211,201円以上		0円	●徴収

2号認定・3号認定の場合

世帯の階層区分		認定	0・1・2歳児の保育料月額 ()内は、軽減前の保育料	3歳児以上 副食費の徴収	
生活保護世帯等	A	標準	0円	免除	
		短時間	0円	免除	
市町村民税非課税の 母子・父子・障害者世帯	B1	標準	0円	免除	
		短時間	0円	免除	
市町村民税非課税世帯	B2	標準	0円	免除	
		短時間	0円	免除	
市町村民税均等割のみ課税の 母子・父子・障害者世帯	B3	標準	0円 (7,500円)	免除	
		短時間	0円 (7,000円)	免除	
市町村民税均等割のみ課税世帯	B4	標準	0円 (16,000円)	免除	
		短時間	0円 (15,500円)	免除	
市町村民税所得割額	1円以上～ 48,600円未満	母子・父子・障害者 世帯 C1	標準	0円 (8,000円)	免除
			短時間	0円 (7,500円)	免除
	48,600円以上～ 57,700円未満	母子・父子・障害者 世帯以外 D1	標準	0円 (17,500円)	免除
			短時間	0円 (17,000円)	免除
	57,700円以上～ 70,000円未満	母子・父子・障害者 世帯 C2	標準	0円 (8,000円)	免除
			短時間	0円 (7,500円)	免除
	70,000円以上～ 77,101円未満	母子・父子・障害者 世帯以外 D21	標準	0円 (22,000円)	免除
			短時間	0円 (21,500円)	免除
	77,101円以上 ～97,000円未満	母子・父子・障害者 世帯 C2	標準	0円 (8,000円)	免除
			短時間	0円 (7,500円)	免除
	97,000円以上 ～169,000円未満	母子・父子・障害者 世帯以外 D22	標準	0円 (22,000円)	●徴収
			短時間	0円 (21,500円)	●徴収
	169,000円以上 ～250,000円未満	母子・父子・障害者 世帯 C3	標準	0円 (8,000円)	免除
			短時間	0円 (7,500円)	免除
	250,000円以上 ～301,000円未満	母子・父子・障害者 世帯以外 D3	標準	0円 (27,000円)	●徴収
			短時間	0円 (26,500円)	●徴収
	301,000円以上	D3	標準	0円 (27,000円)	●徴収
			短時間	0円 (26,500円)	●徴収
	97,000円以上 ～169,000円未満	D4	標準	35,000円	●徴収
			短時間	34,000円	●徴収
169,000円以上 ～250,000円未満	D5	標準	43,000円	●徴収	
		短時間	42,000円	●徴収	
250,000円以上 ～301,000円未満	D6	標準	47,000円	●徴収	
		短時間	46,000円	●徴収	
301,000円以上	D7	標準	52,000円	●徴収	
		短時間	51,000円	●徴収	

- (注) 1 父母以外の児童の直系家族が生計中心者である場合、その生計中心者の税額で保育料算定と副食費免除判定をすることがあります。
- 2 兄弟姉妹で2人以上同時在園している場合の0～2歳児の保育料は2人目が半額、3人目以降は無料となり、小学校就学前の兄弟が福祉施設等に入園している場合も同様です（市への届出が必要な場合があります）。（13ページ参照）
- 3 年度当初18歳未満のお子さんを3人以上養育している場合、申請により3人目以降のお子さんの0～2歳児の保育料が無料、3歳児以上の副食費は免除になります。
- 4 山形県保育料無償化に向けた保育料軽減交付金事業により、令和3年9月1日から当面、B3～D3階層の保育料が無償（0円）となります。
- 5 父母と別居生活をしている学生等のお子さんがある世帯や未婚のひとり親の世帯は、保育料が軽減されることがありますので、必ず申請書にご記入ください。
- 6 延長保育料や送迎バス代のほか、認定こども園の場合は、入園料など別途料金がかかる場合があります。詳しくは各園にご確認ください。

● 保育料の変更

① 世帯状況に変更があった場合

離婚、再婚、転居等により世帯員に変更があった場合、または修正申告等により市民税額に変更があった場合は、翌月からの保育料が変更になる場合があります。「入所児童世帯等変更届」(巻末に様式有)を速やかに各園、または園所在地域の市担当課にご提出ください。提出が遅れると、保育料への反映も遅くなります。また、令和6年中に転職等により複数の源泉徴収票を受けている場合や、途中退職等で年末調整を行っていない場合等は、確定申告等を確実に済ませてください。

② 市民税の税年度の切替え

4月～8月分の保育料は、令和6年度の市民税額で決定し、9月以降の保育料は、令和7年度の市民税額で決定するため、この結果、階層区分に変更がある場合は、9月以降の保育料が変更となります。

4-3 保育料の納付

①保育料の納期限は、各月末日です。末日が金融機関休業日の場合は、翌営業日になります。

②納付は原則、口座振替をお願いしています。

利用可能金融機関： 荘内銀行・山形銀行・きらやか銀行・鶴岡信用金庫・東北労働金庫・
鶴岡市農協・庄内たがわ農協の各店舗、
漁協由良支所、漁協念珠関支所、ゆうちょ銀行

※ゆうちょ銀行を希望される方は、保護者の方が直接、郵便局で手続きをしてください。

手続きに必要なもの： 鶴岡市市税等口座振替依頼書、通帳、届出印

③納付が困難な場合は、分割納付にも応じておりますので、お早めに園所在地域の市担当課にご相談ください。

◆認定こども園、地域型保育の場合は、各施設に保育料を納付します。納付方法など詳しくは各施設にご確認ください。

4-4 副食費について

◎1号認定利用(満3歳～5歳児)と2号認定利用の3歳児クラス～5歳児クラスの子ども保育料は無償となりますが、副食(おかず、おやつ等)の費用は保護者負担となります。各園が定める費用を園に納めていただきます。

◎0歳児クラス～2歳児クラスの子ども

主食費と副食費は、保育料に含まれます。

※年収360万円未満相当の世帯の副食費は、免除されます。10～11ページの副食費の免除表でご確認ください。また、第3子以降のお子さんの副食費についても、保育料と同様に免除されます。13ページでご確認ください。いずれの場合も申出書は不要です。

5 第2子以降児童の保育料軽減について

兄弟姉妹で2人以上同時在園している場合の保育料について、2人目のお子さんは半額、3人目以降のお子さんは無料となります。小学校就学前の兄弟が福祉施設等に入園している場合も同様です。また、令和7年4月1日時点で満18歳未満のお子さんを3人以上養育している場合、3人目以降のお子さんの0～2歳児の保育料が無料、3歳児以降の副食費が免除となります。

きょうだいの確認のため、教育・保育給付認定申請書（施設等入園申込書）兼児童台帳兼施設等利用給付認定申請書の家族の項目について、もれなく記入してください。

5-1 満18歳未満のお子さんを3人以上養育している場合

鶴岡市では、年度当初に18歳未満のお子さんを3人以上養育している場合、第3子以降の保育料が無料になります。

◎ 対象となる方（例①②）

保育園等に入園しているお子さんの兄や姉が、例①②のように高等学校・中学校・小学校・認定こども園・保育園・福祉施設等^{※注}に通っている場合、保育園等に在園する第3子以降のお子さんの通常の保育料が無料になります。

◎ 対象とならない方（例③）

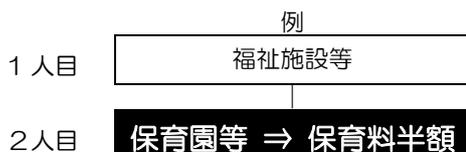
保育園等に入園しているお子さんが、例③のように満18歳以上の兄や姉を含めて第3子である場合は無料にはなりません。



5-2 兄や姉が福祉施設等を利用している場合

◎ 対象となる方

保育園等に入園しているお子さんの小学校就学前の兄弟が、福祉施設等^{※注}を利用している場合、保育園に入園しているお子さんの保育料が半額になります。



※注

児童発達支援および医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、児童心理治療施設通所部、特別支援学校幼稚部、企業主導型保育事業

○認定こども園・保育園・地域型保育一覧（令和7年度）

令和6年9月現在

●1号認定者（教育利用希望）が利用できる施設

区分	施設名	住所 電話番号	定員 (人)	受入年(月) 齢	保育時間 ()内は預かり保育含む	運営主体
幼保連携型認定こども園	城南幼保園	のぞみ町 6-20 ☎24-7164	45	満3歳～ 就学前	8:30～14:00 (7:30～19:00)	(学) 鶴岡城南学園
	りっしょう子ども園	西新斎町 2-31 ☎33-8772	15	満3歳～ 就学前	8:00～12:00 (7:00～19:00)	(福) 立正会
	美咲こども園	美咲町 32-8 ☎28-3331	15	満3歳～ 就学前	8:30～14:00 (7:00～19:00)	(福) 恵愛会
	ちわら菜の花こども園	茅原字西茅原 129-1 ☎26-7311	15	満3歳～ 就学前	9:00～13:00 (7:20～19:00)	(福) 道形保育会
	大宝幼稚園	大宝寺町 14-10 ☎22-1883	60	満3歳～ 就学前	8:30～14:00 (7:30～18:30)	(学) 羽陽学園
	ちとせはぐくみ園	稲生一丁目 14-1 ☎22-0742	15	満3歳～ 就学前	8:30～14:00 (7:30～19:00)	(福) はぐくみ会
	若葉幼稚園	若葉町 24-35 ☎22-2237	15	満3歳～ 就学前	8:30～14:00 (7:30～18:30)	(学) キリスト教若葉学園
	マリア幼稚園	馬場町 7-19 ☎22-5831	51	満3歳～ 就学前	8:30～14:00 (7:30～18:45)	(学) 双葉学園
	新形こども園	新形町 2-35 ☎23-2568	15	満3歳～ 就学前	9:00～13:00 (7:30～19:00)	(福) 新形愛育会
	たがわこども園（予定）	田川字高田 9-1 ☎35-2715	15	満3歳～ 就学前	8:30～13:00 (7:30～18:30)	(福) 田川保育会
	三瀬保育園	三瀬字殿田 233-1 ☎73-3500	15	満3歳～ 就学前	9:30～15:00 (7:30～18:30)	(福) 三瀬保育会
幼稚園型認定こども園	鶴岡幼稚園	泉町 6-13 ☎22-0658	25	満3歳～ 就学前	8:30～14:00 (7:15～19:00)	(学) 鶴岡学園
	みどり幼稚園	大塚町 6-28 ☎23-2350	85	満3歳～ 就学前	8:00～14:00 (7:30～18:30)	(学) 齋藤学園
	和光幼稚園	我老林字五里市 62 ☎22-8835	15	満3歳～ 就学前	8:00～14:00 (7:30～18:30)	(学) いつき学園
	いなば幼稚園	藤島字村東 50 ☎64-2310	15	満3歳～ 就学前	8:10～14:00 (7:30～19:00)	(学) いなば学園
認定こども園 保育所型	美咲の森こども園	美咲町 28-5 ☎24-5555	15	満3歳～ 就学前	8:30～14:00 (7:00～19:00)	(福) 恵愛会
	にしごう保育園	下川字樋渡 100 ☎64-0245	15	満3歳～ 就学前	9:00～14:00 (7:30～19:00)	(福) 湯野浜・松並保育会

※1号認定者の平日の保育時間と預かり保育を含む最長保育時間を掲載しています。土曜日の保育時間など詳しくは各園へお問合せください。

●2号・3号認定者（保育利用希望）が利用できる施設

区分	施設名	住所 電話番号	定員 (人)	受入年(月) 齢	最長保育時間 ()内は土曜日	運営主体
幼保連携型認定こども園	城南幼保園	のぞみ町 6-20 ☎24-7164	75	3か月～ 就学前	7:30～19:00 (7:30～19:00)	(学) 鶴岡城南学園
	りっしょう子ども園	西新斎町 2-31 ☎33-8772	75	2か月～ 就学前	7:00～19:00 (7:00～19:00)	(福) 立正会
	美咲こども園	美咲町 32-8 ☎28-3331	80	6か月～ 就学前	7:00～19:00 (7:20～18:20)	(福) 恵愛会
	ちわら菜の花こども園	茅原字西茅原 129-1 ☎26-7311	90	2か月～ 就学前	7:20～19:00 (7:20～19:00)	(福) 道形保育会
	大宝幼稚園	大宝寺町 14-10 ☎22-1883	75	6か月～ 就学前	7:30～18:30 (7:30～18:30)	(学) 羽陽学園
	ちとせはぐくみ園	稲生一丁目 14-1 ☎22-0742	60	5か月～ 就学前	7:30～19:00 (7:30～19:00)	(福) はぐくみ会

	施設名	住所 電話番号	定員 (人)	受入年(月) 齢	最長保育時間 ()内は土曜日	運営主体
幼保連携型認定こども園	若葉幼稚園	若葉町 24-35 ☎22-2237	30	6か月～ 就学前	7:30～18:30 (7:30～18:30)	(学)キリスト教若葉学園
	マリア幼稚園	馬場町 7-19 ☎22-5831	99	8か月～ 就学前	7:30～18:45 (7:30～18:30)	(学)双葉学園
	新形こども園	新形町 2-35 ☎23-2568	90	2か月～ 就学前	7:30～19:00 (7:30～19:00)	(福)新形愛育会
	たがわこども園(予定)	田川字高田 9-1 ☎35-2715	30	6か月～ 就学前	7:30～18:30 (7:30～18:30)	(福)田川保育会
	三瀬保育園	三瀬字殿田 233-1 ☎73-3500	60	2か月～ 就学前	7:00～19:00 (7:00～19:00)	(福)三瀬保育会
幼稚園型認定こども園	鶴岡幼稚園 ^{注2}	泉町 6-13 ☎22-0658	60	満3歳～ 就学前	7:15～19:00 (7:15～19:00)	(学)鶴岡学園
	みどり幼稚園 ^{注2}	大塚町 6-28 ☎23-2350	55	満3歳～ 就学前	7:30～18:30 (7:30～18:30)	(学)齋藤学園
	和光幼稚園 ^{注2}	我老林字五里市 62 ☎22-8835	20	満3歳～ 就学前	7:30～18:30 (7:30～18:30)	(学)いつき学園
	いなば幼稚園 ^{注2}	藤島字村東 50 ☎64-2310	10	満3歳～ 就学前	7:30～19:00 (7:30～19:00)	(学)いなば学園
認定こども園 保育所型	美咲の森こども園	美咲町 28-5 ☎24-5555	80	6か月～ 就学前	7:00～19:00 (7:20～18:20)	(福)恵愛会
	にしごう保育園	下川字樋渡 100 ☎64-0245	20	満2歳～ 就学前	7:30～19:00 (7:30～19:00)	(福)湯野浜・松並保育会
認可保育所	かたばみ保育園	家中新町 14-10 ☎22-0686	100	3か月～ 就学前	7:30～19:00 (7:30～19:00)	鶴岡市
	東部保育園	日出一丁目 25-23 ☎22-2142	120	3か月～ 就学前	7:15～19:00 (7:15～19:00)	(福)恵泉会
	西部保育園	新海町 11-57 ☎23-5646	100	3か月～ 就学前	7:30～19:00 (7:30～19:00)	鶴岡市
	南部保育園	陽光町 9-32 ☎22-0527	140	3か月～ 就学前	7:30～19:00 (7:30～19:00)	鶴岡市
	松原保育園	宝町 18-50 ☎29-1501	110	3か月～ 就学前	7:15～19:00 (7:15～19:00)	(福)恵泉会
	荘内教会保育園	本町三丁目 5-36 ☎25-7070	60	2か月～ 就学前	7:30～19:00 (7:30～18:30)	(福)地の塩会
	常念寺保育園(分園あり)	睦町 1-2 ☎24-9055	150	2か月～ 就学前	7:00～18:30 (7:00～18:30)	(福)和順会
	道形保育園	道形町 20-52 ☎22-5841	80	2か月～ 就学前	7:20～19:00 (7:20～19:00)	(福)道形保育会
	由良保育園	由良一丁目 21-73 ☎73-2276	45	3か月～ 就学前	7:15～19:00 (7:15～19:00)	由良保育園運営委員会
	大山保育園	大山二丁目 56-26 ☎33-2033	150	2か月～ 4歳児	7:30～19:00 (7:30～19:00)	(福)大山佛教慈善団
	大山保育園分園	大山二丁目 20-1 ☎33-3250	40	5歳児～ 就学前	7:30～19:00 (7:30～19:00)	(福)大山佛教慈善団
	栄保育園	播磨字若松 83 ☎29-2102	50	5か月～ 就学前	7:30～18:00 (7:30～18:00)	(福)栄保育会
	大泉保育園	白山字西野 148-1 ☎23-7332	90	6か月～ 就学前	7:15～18:45 (7:15～18:45)	(福)大泉保育会
	湯田川保育園	藤沢字西側 175 ☎35-2017	40	2か月～ 就学前	7:30～18:30 (7:30～17:00)	(福)湯田川保育会
	民田保育園	民田字十二前 16-1 ☎24-4517	40	5か月～ 就学前	7:30～18:00 (8:00～16:30)	(福)民田保育会
	上郷保育園	みずほ 50 ☎35-3392	50	2か月～ 就学前	7:15～18:15 (7:15～18:15)	(福)上郷保育会
黄金保育園	青龍寺字川内 109-7 ☎24-4645	70	6か月～ 就学前	7:30～18:00 (7:30～18:00)	(福)黄金保育会	

●2号・3号認定者（保育利用希望）が利用できる施設（つづき）

区分	施設名	住所 電話番号	定員 (人)	受入年(月)年齢	最長保育時間 ()内は土曜日	運営主体
認可保育所	ひばり保育園	下川字龍花崎 36-544 ☎75-3033	70	5か月～ 就学前	7:30～19:00 (7:30～19:00)	(福)湯野浜・松並保育会
	ほなみ保育園	高田字下村 336-3 ☎28-2152	90	3か月～ 就学前	7:15～18:45 (7:15～18:45)	(福)京田保育会
	藤島こりす保育園	藤の花一丁目 21-1 ☎78-2588	170	3歳児～ 就学前	7:30～19:00 (7:30～19:00)	(福)ふじの里
	藤島くりくり保育園	藤島字笹花 82-1 ☎64-2167	90	6か月～ 2歳児	7:30～19:00 (7:30～19:00)	(福)ふじの里
	大東保育園	羽黒町手向字池之頭 139-1 ☎62-2156	45	6か月～ 就学前	7:30～18:30 (7:30～18:30)	(福)羽黒百寿会
	貴船保育園	羽黒町後田字谷地田 186-1 ☎62-2155	120	6か月～ 就学前	7:30～19:00 (7:30～19:00)	(福)羽黒百寿会
	いずみ保育園	羽黒町市野山字山王林 11 ☎62-2153	120	6か月～ 就学前	7:30～19:00 (7:30～19:00)	(福)羽黒百寿会
	くしびき保育園	上山添字成田 21-9 ☎57-5081	60	3か月～ 2歳児	7:15～19:00 (7:15～19:00)	(福)鶴岡市社会福祉協議会
	くしびき西部保育園	上山添字文栄 1 ☎57-2848	110	3歳児～ 就学前	7:15～19:00 (7:15～19:00)	(福)鶴岡市社会福祉協議会
	朝日保育園	下名川字落合 5 ☎53-2969	120	6か月～ 就学前	7:30～19:00 (7:30～19:00)	(福)朝日ぶなの木会
	あつみ保育園	温海字荻田 177-1 ☎43-3901	60	2か月～ 就学前	7:30～18:30 (7:30～16:00)	(福)あつみ福祉会
	鼠ヶ関保育園	鼠ヶ関字横路 806 ☎44-2133	40	2か月～ 就学前	7:30～18:30 (7:30～12:00)	(福)あつみ福祉会
	地域型保育 ^{注3}	《小規模保育》 ニチイキッズつるおか駅前保育園	大宝寺町 1-30 ☎26-2131	19	2か月～ 2歳児	7:00～19:00 (7:00～19:00)
《小規模保育》 ニチイキッズつるおか天神保育園		大東町 19-27 ☎26-7270	19	2か月～ 2歳児	7:00～19:00 (7:00～19:00)	(株)ニチイ学館
《小規模保育》 ハビ-&キッズルームばあば・ぱぱ		千石町 17-15 ☎77-4113	9	3か月～ 2歳児	7:30～18:30 (7:30～18:30)	(一社)GLEAP
《事業所内保育》 鈴の音(すすのね)保育園		苗津町 5-66 ☎33-8455	12	3か月～ 2歳児	7:30～18:30 (7:30～18:30)	(福)恵泉会

★★★★ 14～16 ページ共通 ★★★★★

注1：施設区分や定員・受入年齢・保育時間は、今後変更される場合があります。

注2：鶴岡幼稚園、みどり幼稚園、和光幼稚園、いなば幼稚園は3号認定の利用定員を設けていないため、2号認定者のみの利用となります。ただし、届出保育施設または子育て支援事業として2歳児の受入を行っている施設もありますので、各施設にご確認ください。

注3：地域型保育は、3号認定者のみの利用となります。

○各園の特色

●認定こども園

<p>城南幼保園 (のぞみ町)</p> <p>0歳から就学まで一貫した教育・保育を受けることができる認定こども園です。幼児期に大切なことを遊びを通して学べます。給食も自園です。先生や友だちとのかかわりを大事にドキドキ・わくわくする環境の中で笑顔あふれる園を目指し、子ども達の健康な心と体を育てていきます。</p>	<p>りっしょう子ども園 (西新斎町)</p> <p>安心感を持てる環境が、子どもの自主的に遊びに向かう支えとなり、子どもは自ら遊びを探し始めます。選択できるチャンスが多い環境ほど、意欲や主体性も高まり、日々の生活の中で自己選択の力も身についていきます。当園では「遊び」を通して子どもたちと先生が共に学んでいく、子どもたち中心の環境を大切にしています。</p>
<p>美咲こども園 (美咲町)</p> <p>子ども一人ひとりの発達に応じ、子どものもてる可能性を子ども自身の力で開花させていくことに力を注いでいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○脳科学に基づいた乳児からの育児プログラムの実施 ○発想の豊かな子ども・生きる力を育む異年齢保育 ○年長児の就学準備カリキュラム、タブレット学習の実施 	<p>ちわら菜の花こども園 (茅原)</p> <p>人や地域・動植物・さまざまなモノとの創造的、かつ自発的なかかわりを中心とした保育と教育活動により、子どもの本来持っている能力を引き出し、社会で自ら前進できる人間育成を目指したいと考えています。</p>
<p>大宝幼稚園 (大宝寺町)</p> <p>◎木のぬくもりあふれる園舎で短大附属のよさを生かした「質の高い保育・教育」 ◎「体と心が育つ」広い園庭 ◎専門講師の「えいご・リトミック・キッズサッカー」 ◎温かい「自園給食」 未来に生きる心と力を育みます。 ◎一人一人の好奇心を引き出し、学びの芽を育てています。</p>	<p>ちとせはぐくみ園 (稻生一丁目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一人ひとりの子どもたちの「生きる力」をはぐくみ、人間力あふれる保育園を目指します。 ○いつも笑顔を絶やさず、和をもって「ぬくもりある」保育園を目指します。 ○「共育(ともいっく)」の精神を持って、保護者と力合わせて、一体感のある保育を目指します。
<p>若葉幼稚園 (若葉町)</p> <p>幼保連携型認定こども園として4年目を迎えました。生後6か月から5歳までの子どもたちが、共に遊び、共に生き、共に育つ仲間です。キリスト教精神を土台とし自分とお友だちを大切にすることを覚え、「遊びこむ」日々の積み重ねの中で、主体性が培われていきます。</p>	<p>マリア幼稚園 (馬場町)</p> <p>愛と平和のキリスト教の精神を土台に、0歳児の子どもから一人一人を尊重し、子ども自身が大切にされていることを感じられるようにしています。人を思いやる心、感受性豊かな心を育み、実体験を通して自分で考え決める力が育つことなど「心を育てる」ことを大事にしています。</p>
<p>新形こども園 (新形町)</p> <p>子どもたちのやりたい気持ちを大切に、本物に触れる体験を通して、命の大切さ、思いやりの心、感謝の気持ち、主体性を育てています。地域の方々との交流を楽しみながら、野菜作りやクッキング等の食育活動も充実しています。</p>	<p>三瀬保育園 (三瀬)</p> <p>生後2か月のお子様からお預かりしております。田畑に囲まれ四季を通して森や海など自然の中で活動しています。遊びの中での学び、自律心の育ちを大切にしています。様々な専門家にアドバイスをいただきながら教育・保育の質の向上を目指しています。</p>
<p>鶴岡幼稚園 (泉町)</p> <p>創立119年の歴史が創り上げてきたものは、深い愛情と高い教育力です。それは毎日、子どもたちから私たちが育てられているからです。ありのままを受け止め認めることを大切にし、安心感や信頼感を深めながら、遊びや生活を通して小さな幸せな気持ちをいっぱい積み重ねています。</p>	<p>みどり幼稚園 (大塚町)</p> <p>広々として安全で快適な保育環境で、子どもたちはのびのびと遊びに夢中になり、『楽しいいっぱい・夢いっぱい』の園生活を送り、生きる力の芽を育てています。愛情と共感・信頼の中で、一人ひとりを大切にして、しょうぶな子・たすけあう子・かんがえる子・がまんつよい子を育てていきます。</p>
<p>和光幼稚園 (我老林)</p> <p>幼児期は、いちばん感受性の高い時期、人間(人格)形成の重要な時期と考えています。恵まれた自然環境の中で、四季の移り変わりを肌で感じ、身近に有る「自然」を「しぜん」に受け入れる、優しい心を持った子どもを育てることを教育目標にしています。</p>	<p>いなば幼稚園 (藤島)</p> <p>お釈迦様の教えに導かれ、明るく・清く・正しく・なさけ深く・感謝する心を、毎日の園生活を通して身につけます。恵まれた自然環境の中で子ども一人一人を大切にし、園、保護者一体となり子どもたちが“ワクワク・キラキラ”な毎日をお過ごせるような保育を目指しています。</p>
<p>美咲の森こども園 (美咲町)</p> <p>子ども一人ひとりの発達に応じ、子どものもてる可能性を子ども自身の力で開花させていくことに力を注いでいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○脳科学に基づいた乳児からの育児プログラムの実施 ○発想の豊かな子ども・生きる力を育む異年齢保育 ○年長児の就学準備カリキュラム、タブレット学習の実施 	<p>にしごう保育園 (下川)</p> <p>平成27年度よりスタートした認定こども園です。2～5歳児の異年齢の関わりはもちろん、地域行事へ参加し、大人と子どもの関わりも大切にしています。また、西郷地域の豊かな自然環境の下、菜園作りやクッキング、自然探索を楽しみ、笑顔いっぱい、活き活きと遊ぶ子どもを目指します。</p>
<p>たがわこども園 (名称予定、田川)</p> <p>少人数の保育園ということを生かし、一人ひとりにきめ細かな関わりと家庭的な雰囲気を感じています。元気に遊び、表現豊かで思いやりの心を育む保育を行っています。園舎は、自然豊かな中にあり、やすらぎ公園や公共施設が隣接し、地域からも大切にされています。</p>	

●保育園

<p>かたばみ保育園（家中新町）</p> <p>市街地の中心に位置する保育園。近くに公園や大学キャンパスがあり、四季折々の自然を感じながら散歩を楽しんでいます。図書館の隣という立地条件を活用し、絵本を楽しむことの幅も広がっています。一時預かりを実施し、地域の子育て支援としての役割も担っています。一人一人の思いを大切に、子どもの主体性を育む保育を心がけて行っています。</p>	<p>東部保育園（日出一丁目）</p> <p>「やりたい」という子どもの思いを大事にしながら、保育【異年齢保育・食育活動の推進・SDGsへの取り組み】を進めています。赤川や内川を遊びのフィールドに、身近な自然の中での実体験や五感を使った活動を通し、主体性や生きる力の根っこを育てる関わりを心がけています。</p>
<p>西部保育園（新海町）</p> <p>静かな住宅地の中にある保育園です。近くの公園で遊んだり、散歩や園外保育など地域の環境も取り入れたりしながら、保育者や友達との関わりを通して、主体的に生き生きと遊ぶ子どもを目指しています。また、一人一人の思いに寄り添い、子どもの心を育むことを大切に保育しています。</p>	<p>南部保育園（陽光町）</p> <p>身近な自然に触れ、子ども達の興味や関心を大切にしたい保育を心掛けています。子どもが安心して人と関わり主体的に生活することができるよう、一人一人の思いを丁寧に受け止める保育を大切にしています。特別事業として、一時預かり、病児保育、発達支援事業を実施しています。</p>
<p>松原保育園（宝町）</p> <p>近くの内川や赤川をフィールドにした自然活動や、併設の児童発達支援施設「あおば学園」の子ども達との交流など、様々な体験を通じた心の成長を大事にしています。また、園庭築山や保育室のロフトなど遊びの環境を整え、食育や異年齢保育に特に力を入れながら、主体性や社会性を育む保育を進めています。</p>	<p>荘内教会保育園（本町三丁目）</p> <p>家庭を支え、日々ハラハラ・ドキドキの経験でいっぱい楽しい園。自由な遊びの中で、自信を持って、楽しく、強く生きる人間を育てます。積極性・冒険心・挑戦心、そして自己表現力を養う独自のキリスト教保育園。</p>
<p>常念寺保育園・常念寺保育園分園（睦町）</p> <p>鶴岡市中心部にあり、花と木々に囲まれた自然豊かな保育園です。安心安全な環境の下、1人1人を尊重し、主体的に対話を重視した、みんながワクワクして遊べる（＝学び）保育を行っています。「幸せになる力」の基礎ができるよう※0歳児からあなたはどうしたいの？と対話を行い、3歳児からサークルタイム等を通し、自分でみんなで一緒にチャレンジし、失敗や葛藤を通して【考える力】を育みます。保護者の皆さんと共に良き暮らしができるパートナーとして一緒に子育てを楽しみましょう。</p>	<p>道形保育園（道形町）</p> <p>当園は中央工業団地の東に位置し隣には警察署、数百メートル先には消防署があり地域の方々に見守っていただいております。「健康」「安全」「清潔」「信頼」を基本理念に、日々の生活、あそびや行事、園外保育などを通して豊かな心を育ていけるよう子ども達の思いに寄り添ってほしいな保育を大切にしています。</p>
<p>由良保育園（由良一丁目）</p> <p>海や山などの自然環境に恵まれ、その中で子ども達の気づきや感動体験を遊びに生かし楽しめるようにしています。少人数保育で家庭的な雰囲気、異年齢での関わり合いの中で育ち合う姿を大切にしています。『明るく 元気で 思いやりのある子ども』の保育方針の基、一人ひとりの思いや考えを十分に発揮しつつ、人との関わる力の基礎を育ていけるように保育をしています。</p>	<p>大山保育園・大山保育園分園（大山二丁目）</p> <p>近くにはラムサール条約登録湿地である大山上池や下池、高館山休養林があり、とても自然に恵まれ、四季を通じて豊かな自然の中で遊んでいます。豊かな自然に触れながら、遊びを通してたくましい心と体を育みます。</p>
<p>栄保育園（播磨）</p> <p>自然や人々とのたくさんのお会いがある栄保育園。 ○明るく健康な子ども ○思いやりのある優しい子ども ○感性豊かに創造する子ども を保育目標とし、家庭や地域と連携を図りながら、ともに育つことを大切にしています。少人数保育で、のびのび楽しくたくましく「生きる力」の基礎となる心や身体を育みます。</p>	<p>大泉保育園（白山）</p> <p>交通の便も良く四季の自然豊かな環境、小学校に隣接した温もりある園舎とウッドデッキ・全面芝生化の園庭を活用し、年間を通じて裸足で、一人ひとりの特性や発達に応じた保育、自発的な遊びを通じた保育・かかわりを大切にしたい保育を行っています。</p>
<p>湯田川保育園（藤沢）</p> <p>「一人一人の子どもを視野に入れて楽しく鍛える保育」という保育方針の基、リズム運動や和太鼓活動、午前寝保育や裸足保育を行い、心身のバランスを整え、発達を促す保育を大切にしています。また、梅林公園や竹林、足湯などの名所や自然豊かな地域の環境にも好奇心や探究心をもって散策活動を行い、五感の動きを豊かにしながら、楽しく過ごしています。</p>	<p>民田保育園（民田）</p> <p>鶴岡市の郊外にある、季節の変化を豊かに感じる田園地域に位置しています。家庭や地域、職員が協力し、一人ひとりの体験大切にしながら、みんなが元気で仲良く、いきいきと成長できる保育を心がけています。子育て支援事業や一時預かり事業も実施していますので、お気軽に遊びにいらしてください。</p>
<p>上郷保育園（みずほ）</p> <p>体と心の育ちを大切にしています。 *体操あそび、地域の自然、様々な素材等を使っての活動を多く取り入れ、一人一人が「面白い」「もっとやりたい」を味わいます。 *食べることはもちろん、地域の方々との野菜作りから旬を知って栄養満点！！</p>	<p>黄金保育園（青龍寺）</p> <p>金峯山の登山口にあり、四季折々の恵まれた自然環境の中で、五感をフルに使い、様々な遊び（実体験）ができます。心身共に強くたくましい子どもに育てて欲しいという願いを込め、地域の方々との関わり合いを大切にしながら保育をしています。</p>
<p>ひばり保育園（下川）</p> <p>『おはようございまあ〜す』と朝登園して来たら、『さようなら、また明日』と降園するまで、自分でさまざまなことを考え、選び、夢中になって遊ぶことを大切にしています。安心して自分の思いや力を十分に発揮しながら、生活したり遊んだりすることが保障され、いきいきとした子どもたちの姿を目指します。</p>	<p>ほなみ保育園（高田）</p> <p>園舎周辺の恵まれた自然環境や広い園庭の環境を生かし、様々なあそびや菜園活動を通して直接体験することで心を豊かにし、元気な体をつくりまします。一人ひとりの気持ちに寄り添った関わりで基盤となる愛着を大事にし、安心できる環境で興味関心を広げ、自ら挑戦する気持ちや異年齢児との交流を通し、思いやりの気持ちを育てています。また献立の野菜の下処理をお手伝いしたり、食べる前にまげまげクッキングをしたりと生活の中で食材に触れる機会も大切にしています。</p>

<p align="center">藤島くりくり保育園（藤島）</p> <p>0歳～2歳児までの未満児施設で、ゆったりとした環境の中で、一人一人の思いや育ちを大切にされた保育を心がけています。園庭あそびや、近くの広場や公園に出かけて自然にふれる保育を多く取り入れてのびのびと遊ぶ中で豊かな感性を育てています。また、地域の方々とのおふれあいも大切にしています。</p>	<p align="center">藤島こりす保育園（藤の花一丁目）</p> <p>3歳～5歳児までの施設で、鶴岡市出身の絵本作家・土田義晴氏から名前を付けていただきました。田園に囲まれた自然の中で四季を感じながら様々な体験を通しのびのびと遊んでいます。藤島くりくり保育園とは同じ法人で交流保育でつながりを大切にしています。また、地域の伝統的な文化に触れ、交流やおふれあいも大切にしています。</p>
<p align="center">大東保育園（羽黒町手向）</p> <p>四季折々の豊かな自然がいっぱいで毎日園庭で遊び、すぐ近くの人気森では探検や倒木渡りなどを楽しんでいます。羽黒山に続く宿坊街にも面していて、国宝や伝統文化行事にお招きいただくなど、地域の皆様も温かく見守ってくれています。人と心地よくなかかわる力を育みながら、主体的に遊びや生活を楽しむ子をめざし、一人一人の思いに寄り添う保育を心がけています。</p>	<p align="center">貴船保育園（羽黒町後田）</p> <p>園舎から四季折々の美しさを見せる月山、鳥海山を望み、自然にたっぷりおふれて子ども達は元気に遊んでいます。保育者は一人一人の子どもの心持ちを受けとめ、信頼してもらえる大人になろうと学びあっています。保護者の皆様と子育てを共感しながら、明るい保育園で育てたい子ども像に向かって、0歳から就学までの育ちを見据えた保育を進めています。</p>
<p align="center">いずみ保育園（羽黒町市野山）</p> <p>雄大な出羽三山を一望できる広い園庭のある保育園です。四季折々の自然の中で、のびのびと遊び、心身共にたくましく、そして、人を信頼し、自ら行動できる子どもをめざしています。</p>	<p align="center">くしびき保育園（上山添）</p> <p>0歳～2歳児まで受け入れる保育園です。たくさんの愛情を注ぎ、自尊心・自己肯定感の土台づくりをします。3歳児での転園を見据え、くしびき西部保育園との交流や、併設の高齢者施設ご利用者や櫛引地域の方々と交流活動にも力を入れています。</p>
<p align="center">くしびき西部保育園（上山添）</p> <p>3歳～5歳児までの保育園です。子ども同士の関わりや自然とのふれあいを大切に、櫛引地域の方々と交流を積極的に取り入れています。</p>	<p align="center">朝日保育園（下名川）</p> <p>朝日の環境を生かした自然遊びを中心に保育を進めています。地域と関わる機会が多く、地域の文化に触れながら温かく見守られている園です。小学校との交流も大切に、子どもたちの健やかな育ちを共に願いながら連携を密にした保育につとめています。</p>
<p align="center">あつみ保育園（温海）</p> <p>地元の木材をふんだんに使い、木のぬくもりのやさしい保育園です。園庭、グラウンド近くには、あつみっこ広場があり、のびのびと遊べる恵まれた環境の中にあります。また、鼓隊活動に力を入れていて、地域の人々との交流も大切にしています。</p>	<p align="center">鼠ヶ関保育園（鼠ヶ関）</p> <p>0歳から5歳児までの異年齢保育を中心に、小さい子との関りも多い保育園です。また、海が目の前に広がる豊かな環境の中で、地域の方々と交流を大切にしながら、マグロの荷揚げ見学やマグロ解体ショー、地曳網体験や漁港探検などを通し、「見る、聴く、触る、嗅ぐ」と五感をフルに使い、子ども達の「生きる力」や「探究心」を育てています。</p>

●地域型保育

<p>ニチキッズつるおか駅前保育園（大宝寺町）</p>	<p>0～2歳児までの小規模保育園です。子ども達一人一人と丁寧に関わりながら、「おもいっきり遊ぶ」「おもいっきり学ぶ」保育を行っています。「英会話」「リズムあそび」は毎月2回行い、毎月1回の食育では季節の食材を見たり触れたりする経験を通して食への興味を広げています。</p>
<p>ニチキッズつるおか天神保育園（大東町）</p>	<p>令和2年4月開園で、0～2歳児までの小規模保育園です。家庭的な雰囲気の中、一人一人の気持ちに寄り添い、おもいっきり遊び、おもいっきり学べる保育を行っています。近くには天満宮や公民館もあり、地域の方々と交流や、英会話教室・リズム遊びも取り入れています。</p>
<p>ベビー&キッズルーム ばあば・ぱぱ（千石町）</p>	<p>ご家庭での子育て同様豊かな体験が味わえるように、少人数制で子ども達ひとりひとりに合わせた保育を行っています。子ども達が様々な経験を得られるように地域の公園や児童館でのびのびと遊び、健やかな成長ができるように経験豊かな保育士がつとめます。</p>
<p>すずね 鈴の音保育園（苗津町）</p>	<p>恵泉会の事業所内保育所ですが、地域のお子さんも利用できます。明るく広い保育室で、保育士とのふれあいを大切に、少人数でゆったりとした保育を行います。また、連携施設である東部保育園との交流保育や行事への参加等も行います。</p>

○各施設の情報はこちら「ここdeサーチ」にて掲載しています。



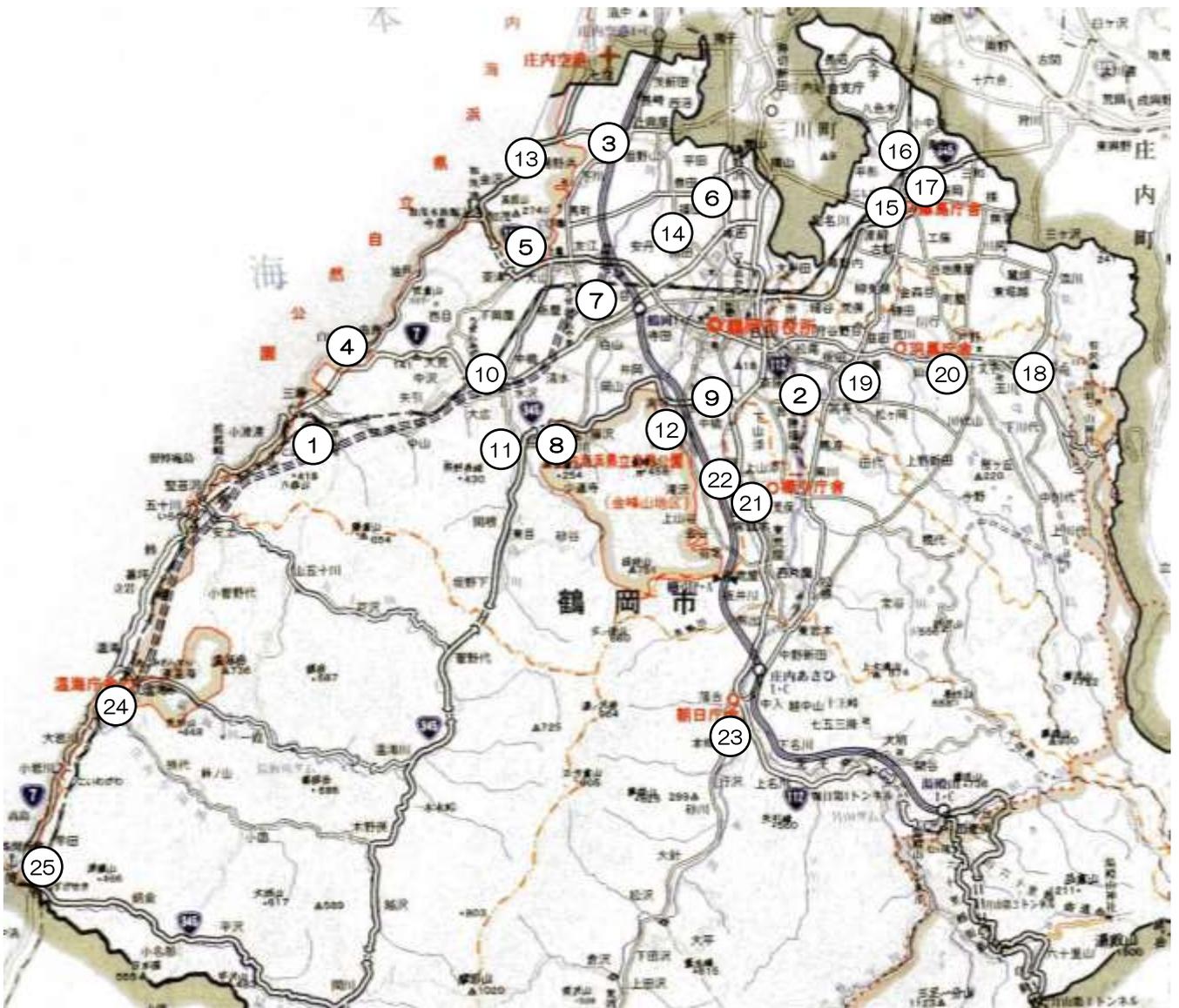
○園マップ <鶴岡地域（市街地）>



- ♠：認定こども園〈幼保連携型〉
- ◆：認定こども園〈幼稚園型〉
- ♥：認定こども園〈保育所型〉
- ◎：保育園
- ★：地域型保育

① ♠城南幼保園	⑥ ♠ちとせはぐくみ園	⑪ ◆みどり幼稚園	⑬ ◎かたばみ保育園	⑮ ◎西部保育園	⑲ ◎常念寺保育園・分園
② ♠りっしょう子ども園	⑦ ♠若葉幼稚園	⑫ ♥美咲の森こども園	⑭ ◎東部保育園	⑯ ◎松原保育園	⑳ ◎道形保育園
③ ♠美咲こども園	⑧ ♠マリア幼稚園	⑬ ◎かたばみ保育園	⑰ ◎荘内教会保育園	㉑ ★ニチイキッズ つかおか駅前保育園	
④ ♠ちわら菜の花こども園	⑨ ♠新形こども園	⑭ ◎東部保育園	㉒ ★ニチイキッズ つかおか天神保育園	㉓ ★ばあば・ぱぱ	
⑤ ♠大宝幼稚園	⑩ ◆鶴岡幼稚園	⑮ ◎西部保育園	㉔ ★鈴の音保育園		

○園マップ <鶴岡地域(郊外地)・藤島・羽黒・櫛引・朝日・温海地域>



- ♠ : 認定こども園 <幼保連携型>
- ◆ : 認定こども園 <幼稚園型>
- ♥ : 認定こども園 <保育所型>
- ◎ : 保育園
- ★ : 地域型保育

① ♠三瀬保育園	⑦ ◎大泉保育園	⑬ ◎ひばり保育園	⑲ ◎貴船保育園	⑳ ◎鼠ヶ関保育園
② ◆和光幼稚園	⑧ ◎湯田川保育園	⑭ ◎ほなみ保育園	⑳ ◎いずみ保育園	
③ ♥にしごう 保育園	⑨ ◎民田保育園	⑮ ◆いなば幼稚園	㉑ ◎くしびき 保育園	
④ ◎由良保育園	⑩ ◎上郷保育園	⑯ ◎藤島こりす 保育園	㉒ ◎くしびき 西部保育園	
⑤ ◎大山保育園・ 分園	⑪ ♠たがわ こども園(予定)	⑰ ◎藤島くりくり 保育園	㉓ ◎朝日保育園	
⑥ ◎栄保育園	⑫ ◎黄金保育園	⑱ ◎大東保育園	㉔ ◎あつみ保育園	